誘導灯及び誘導標識　②

試験項目				種別・容量等の内容	結果
外観試験	電源	常用電源		V	
		非常電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識の電源であって、内蔵型のものを含む。）	種別	蓄電池（内蔵型・別置型）・自家発電設備・燃料電池設備	
			設置状況（内蔵型に限る。）	—	
	誘導標識	避難口に設けるもの	設置場所等	—	
			外形寸法	—	
			表示面	—	
			※☆表示面の平均輝度	mcd／㎡	
			※設置場所の照度	lux	
		通路等に設けるもの	設置場所等	—	
			外形寸法	—	
			表示面	—	
			※☆表示面の平均輝度	mcd／㎡	
			※設置場所の照度	lux	
機能試験	電源の自動切替試験			—	
	切替作動試験	誘導灯（消灯方式）	消灯機能	—	
		誘導灯（点滅型）	点滅機能	—	
		誘導灯（内照点滅型）	点滅機能	—	
		誘導灯（誘導音装置付点滅型）	誘導音機能	—	
	連動停止試験	誘導灯（誘導音装置付点滅型）	自動火災報知設備との連動停止	—	
			放送設備との連動停止	—	
備考					

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
３　結果の欄には、良否を記入すること。
４　非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
５　総合操作盤が設けられているものにあっては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
６　※印の試験は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第二十八条の二第一項第三号ハ並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第２号）第五第三号㈣に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。
７　☆印の試験は、「誘導灯及び誘導標識の基準」に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあっては、省略することができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第七及び第十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十三年二月二十八日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第十五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　　消防庁長官　久保　信保

別表第十六１⑵オの次に次のように加える。

カ　ヒューズ類（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ　結線接続（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ク　電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）

㋐　外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

㋑　表示
適正であること。

㋒　機能
正常であること。

別記様式第十六を次のように改める。

別記様式第16　（その１）

誘導灯及び誘導標識点検票			
名称		防火管理者	㊞
所在		立会者	㊞